

マシュー・デスモンド著／栗木さつき訳

『家を失う人々』

——最貧困地区で生活した社会学者、
1年余の記録』



評者：岡田 徹太郎

はじめに

本書は、邦訳タイトルが示すように、社会学者であるマシュー・デスモンド（プリンストン大学の社会学教授）が最貧困地区で生活し体験した「家を失う」＝「強制退去」に関わる1年余りの記録が綴られている。

原著は2016年。著者が体験した「1年余り」とは、アメリカ合衆国ウィスコンシン州ミルウォーキーでの2008年5月～2009年12月のスラムやトレーラーパークでの生活を指している。

本書は、卓越した報道・文学等に与えられる「ピューリッツァー賞（2017年）」を初めとする数々の賞を受賞し、ニューヨーク・タイムスの「21世紀における100のベストブック」にも選ばれている。

1 本書の特徴

デスモンドは、都市貧困層における「強制退去」すなわち“evicted”な状態ないし“eviction”に拘っている。原著では、これらの単語は627回登場する。それらがどういう状態を指すのか、それを定義したり、その実態を掴んだりすることは、実は非常に難しい。

事実、著者が出会ったある貧困層の借家人が「強制退去”ってというのは、保安官がきて、ドアの鍵を替えて、運送会社が住人の家財道具を道ばたに放り投げることでしょ。だから、わたしたちのは強制退去じゃない」と語ったという。この借家人の名前が裁判所の強制退去記録に載っているにも拘らずである。デスモンドは、こうした人々が「強制退去させられたことがありますか？」という問いに「ノー」と答えるであろうことを予想し、直接的な問いを用いた調査だと強制退去を過小評価する危険性があるとする（p.500）。

デスモンドは、調査にあたって、借家人が強制退去をどう理解しているのかを反映させ、質問を工夫した。それにより、「このデータは唯一、都市部の住宅からの強制的な引っ越し（involuntary displacement）の頻度について包括的な推定値を提供している」という。さらに、この調査はまた、強制的な引っ越しの半数近く（48%）が非公式（法廷での手続きを経ない、家主の金品提供や脅し等）であることも明らかにしている（pp.17, 500-501）。

本書の特徴は、都市の貧困層に起こる「強制退去」ないし「強制的な引っ越し」を都市貧困層の生活実態に即して掴まえていることにある。

2 本書の構成

描かれている出来事は、2008年5月から2009年12月のあいだに起こり、あるいは直接見聞きしたもので、デジタルレコーダーで録音したものか、公文書の記録を写したものである（p.8）。

本書は、第I部～第III部の3部で構成され、3部の中は24章に分割され、その両側にプロローグとエピローグが配置されている。

本書は、近年のエスノグラフィーと異なり、1人称ではなく3人称で記述される。それは、

フィールドワーカーである著者が見た・聞いたことだけを記述するのではなく、むしろ、“私”というフィルターを意識的に取り除いたことによる (pp.505-506)。

さらに、「現場でおこなった観察を統計的なチェックにかけ、現場で目撃したことがもっと大きな母集団でも検出可能かどうかを確認した」。これによって、「それぞれの手法が別の手法の質を向上させ」「それぞれの手法が別の手法のごまかしを許さなかった」という (p.503)。

3 本書の内容

デスモンドによれば、現在では、過去と異なり、強制退去がいたるところで執行されていて、家主や借家人はもちろん、その親族や友人、恋人や元恋人、裁判官や弁護士、ドラッグの売人や教会の高齢者といった人間をみやおうなしに巻き込む。そして、深刻な悪影響を及ぼしているという (p.17)。

本書は、ウィスコンシン州ミルウォーキーのノースサイドにある黒人が暮らすスラム、白人居住地域のサウスサイドの南端にあるトレラーパークの2ヶ所を舞台とし、強制退去を受けた8家族の日々を中心に追っている。以下で、これらを紹介したい。

冒頭では、ノースサイドで、“スラムの起業家 (inner-city entrepreneur)” と呼ばれる黒人のベテラン家主のシェリーナが、スラムの価値 (ghetto's value) を見出して、貸家を経営する姿が描かれる。

最初に強制退去を受ける借家人は、①ラマー、2人の息子の父親である。家賃滞納により家主シェリーナから強制退去通知書を受け取った。フードスタンプ (評者注：食料品のみと交換可能な小切手) を換金するなど強制退去を逃れようと金策に走る様子が描かれる。

ノースサイドで2番目に登場し、本書でもつ

とも登場機会の多いのが②アーリーン、2人の息子と一緒に13番ストリートの1階に入居したシングルマザーである。アーリーンはかつて家賃補助制度の適用を受けていたが自らの意思で転居してしまった。それ以来、待機リストの長さや、本人の強制退去記録が相俟って、「安定した貧困」へ抜け出す公営住宅や家賃補助などを得られる状況になく、民間借家の「ひどい困窮」から逃れられていない。

アーリーンも公的扶助の停止などが原因して家賃を滞納し、家主シェリーナに簡易裁判所に強制退去の訴えを起こされた。

続いて登場するのが、13番ストリートの2階に移り住むトリーシャという若い女性である。自分ではお金の管理ができないと見なされた生活保護受給者の代理受取人から紹介された。家主にとって、社会福祉の代理業者から借家人を紹介してもらうのはありがたい。家賃を取り損なうことがなくなるからである。なお、このトリーシャは、強制退去を受けなかったためか8パターンの借家人には数えられていない。

そして、③ヒンクストン家のドリーンという40代のシングルマザーである。4人の子と、長女パトリスが産んだ3人の孫をもち、次女ナターシャは妊娠している。福祉受給を受けながらノースサイドに移り住んだ。大家族であるが故に、家の狭隘さに苦しみ、また排水管トラブル等の問題が拗れて、家主シェリーナに強制退去を迫られる。そのような中、次女ナターシャが出産する。

アーリーンの強制退去の前日に13番ストリート1階の次の住人として入居してきたのが④クリスタルである。クリスタルのしばらく「ここにいても構わない」という言葉でアーリーン一家は救われる。ところが、ある日、13番ストリート2階のトリーシャの彼氏のDVを

みかねたクリスタルが警察への通報を行ったことが大きなトラブルを引き起こす。翌日、家主シェリーナに対し、市警から釈明が求められた。

ミルウォーキー市警は、通報そのものを問題視し、住宅所有者に迷惑行為通知書を送付するようになっていた。大半は、黒人が住むノースサイドの物件に対して送られ、受け取った家主は、高い確率（83%）で、強制退去させるか、次の通報で強制退去させると脅した。この一件によって、クリスタルに許されて居残っていたアーリーン家族が強制退去を命じられることとなった。

さらに、警察に通報をしたクリスタルも、家主シェリーナにより、上下階の借家人と（警察が介入する）騒ぎを起こした、強制退去させられた借家人（アーリーン家族）に又貸しをした、という2つの理由で強制退去させられた。

クリスタルは、ホームレスシェルター（通称<ロッジ>）にいた。その<ロッジ>で、⑤バネッタという新しい友人を見つける。クリスタルもバネッタも<ロッジ>を追い出された。その後、クリスタルは、再びホームレスシェルターでの滞在を認められ、以前とは別の教会に通っていた。他方、バネッタは、強盗の量刑審理で執行猶予なしの有期刑を言い渡され、その場で子どもたちと別れ、収監されることとなる。

舞台を、白人居住地域のサウスサイドの南端にあるトレーラーパークに移そう。市の認可委員会が、2008年5月にトレーラーパーク運営の許可証更新を拒否したことに端を発し、オーナーのトービン、管理人のレニー、トレーラーハウス借家人たちめいめいの行動が記録される。

結局、市議会は、トラブルメーカーを退去さ

せるという条項を含む、改革に向けた抜本的な対策を取ることを条件に、トレーラーパークの運営継続を認めた。これを機に、オーナーのトービンは、滞納家賃のすべてを払いきれない借家人⑥パムとネッドに退去を求める。

そして、強制退去を言い渡されたパムとネッドを保護し自分のトレーラーハウスに住ませた借家人⑦スコットとティディが、オーナーから強制退去通知書を渡され、保護した借家人の滞納家賃を請求書に上乘せされるという、強制退去が伝染することがあることが紹介される。

トレーラーパークの調整役であった管理人レニーは、ミルウォーキー市が付した条件に応じた管理業務をピーク管理会社が引き継いだことで解雇された。調整役レニーがいなくなったことで犠牲になったのは、トレーラーハウスに住む借家人⑧ロレインであろう。強制退去の理由は家賃滞納であるが、ロレインの対策虚しく、現場で退去を命じる保安官代理、そして退去作業を執行する運送会社の作業員によって強制退去が粛々と進められた。

物語は終盤を迎え、それぞれの道が示される。トレーラーハウスを追われたスコットは、紆余曲折を経ながら、酒もクスリも断つ生活を始めていた。看護師免許を取り消されてから2年と3ヶ月、ふたたび看護師になるために必要な尿検査を受けるための生活を始めた。

ノースサイドを追われたアーリーンには、苦悩と苦労が繰り返される。家を見つけても強制退去させられ、家探しを繰り返す。いつときは、子どもたちと別れ別れにもなるが、再び立ち上がり、アパートメントを借りて、2人の息子たちを呼び戻している。

最後に、ヒンクストン家のドリーンの子や孫たちのその後が紹介される。結局、テネシー州のブラウンヒルズに3つの部屋がある快適な家

を見つけ、ついにネズミの穴から抜け出した。長女パトリスは、高校卒業に相当する検定に合格しコミュニティカレッジに入学した。

デスモンドは、スコットや、ヒンクストン家の長女パトリスが教えてくれるように、安心して暮らせる家があれば、それが堅牢な足がかりとなる。逆に、アーリーンやバネッタは、子どもたちに安定した生活を与えたいと思っていたが、強制退去がすべてを台無しにしたと指摘する (pp.449, 456)。

4 本書の意義

第一の本書の意義として、社会のありようを浮かび上がらせた「正確性」を挙げたい。多くのエスノグラフィーが1人称の自己の体験記として語られるのに対し、本書は、デスモンドが観察者となった3人称で綴られる。そして、これらの観察や体験は統計的なチェックにかけられたものである。まさに現実＝リアルを写し取ったものとして記述されているのである。

それは、本書の随所にアメリカ社会の病理を写すエピソードが滑り込まされていることにも表れている。例えば、物件の問題として、お湯が出る／出ない、下水道が使える／使えない、壁に穴がある／ない。そして、家主の行動として、建築基準に違反していることを承知のうえで賃貸に出す、福祉受給者を好んで受け入れる。さらに、貧困層である借家人の行動として、公的扶助の一種であるフードスタンプを換金してしまう、若くから多くの子どもをもち、娘にも子どもがいて福祉受給を頼りにする、^{ドラッグ}禁止薬物に手を染めてしまう、などである。

第二の本書の意義として、そうした現実を観察し統計的な裏付けを取ったデスモンドだからこそその政策提案が挙げられよう。

「^{ホーム}家」という単語には、たんに住居という意味だけでなく、ぬくもり、安全、家族といった

意味がともなう。(中略) 市民生活もまた家から始まる。家があるからこそ、われわれはそこに根をおろし、所属するコミュニティに責任をもち、地域の政治活動に参加し、連帯と寛容の精神のもと、隣人に手を差しだせるようになる。(中略) 呼び名はなんであれ、その基盤にあるのは家だ。」

「だが時代は変わった。いま、この国では毎年、数万や数十万ではなく、数百万もの人たちが自宅から強制退去させられている。」

「さらに、強制退去に処せられた家族は、公営住宅に入居する機会も失う。住宅局は強制退去歴と借金の未返済がある人物にはマイナス評価をくだす。そのため、住宅支援をもっとも必要とする人たち、すなわち家賃という重荷に苦しみ、自宅から追い出された人たちが、支援制度に拒否されてしまうのだ。」

強制退去された家族は、より好ましくない地域に追いやられ、精神状態にも大きな害が及び、往々にして仕事も失う (pp.448-456)。

こうした状況に、デスモンドが問う「では、どうすればこの権利を保障できるのだろうか?」。「この問いにはまず、すでに多くの成果があがっているといううれしい事実を述べたい」と、まず20世紀の公営住宅 (public housing) の取り組みを紹介したあと、家賃補助制度について述べる。「現在、連邦政府によって資金が提供されている家賃補助制度は、二一〇万を超える世帯が利用する、この国の貧困家庭にとって最大の住宅補助制度となった。これにくわえて、現在では一二〇万世帯が公営住宅で暮らしている。(中略) 公営住宅の入居者や家賃補助の利用者は、おおむね収入の三〇%を家賃として払えばいい。家賃の残りは、政府の資金によってカバーされる。貧困家庭にまともな家を提供する取り組みは、アメリカにおける貧困撲滅政策のなかで、もっとも有意義かつ有効なも

のだ」(pp.458-459)。鍵は、自己負担を、家賃にリンクさせず、所得とリンクさせてその30%に定めていることにある。つまり、所得の70%を住居費以外の消費に回すことが約束されている。これが、アメリカ政治が想定する貧困層の自立へ向けた政策なのである。

しかし、貧困層の借家人の3世帯に2世帯(67%)は、これらの補助を受けることができず、収入の半分以上を家賃に充てている。

デスモンドの政策提言は、「貧困層の全世帯を対象とした共通家賃補助制度(universal voucher program)を実現させれば、生計を立てたいという家主の要求と、ただ暮らしていける家が欲しいという借家人の切実な願いのあいだに、道を切りひらくことができる」というものである(pp.468-469)。確かに、条件に該当すれば権利として得られる制度(アメリカではエンタイトルメント(entitlement)と呼ぶ)に移行すれば、ほとんどの貧困借家人の問題は解決される。

しかし、評者は、アメリカを研究対象とする財政学者・経済学者として、この政策提案が現実のものとなるとは言い難い2つの理由を述べなければならない。

第一に、家賃補助制度を「予算割当の枠内に留めることなくエンタイトルメント・プログラムにすべきだ」という主張は、もっとも公平なプログラムとして、政治・経済の場で、学界で、既に長年議論されてきたものである。それでも実現しないのは、必要とする財源が余りにも大きすぎることである。

第二に、多くの「都市」では、低所得層でも適正な家賃(所得の30%)で住むことのできるアフォードブル住宅(Affordable Housing)のストックが不足している。そのような場所には、低所得層にターゲットを絞った住宅供給プログラムが適していると考えられる。低所得者

用住宅税額控除(LIHTC:Low-Income Housing Tax Credit)のように、250万戸の低所得世帯向け住宅を供給するプログラムも起動している。

家賃補助プログラムがより良く機能するのは、人口減と空き家に苦しむ都市か、農村地域である。アメリカは広大であり、その場所それぞれにあった住宅政策が必要になる。

デスモンドの政策提言は、政治的な実現性と全アメリカ的共通性の二面において困難な課題をもつと評者は考えている。

おわりに

最後に、普遍性の方について述べたい。デスモンドが描く最貧困層の生活を巡る諸問題について、デスモンド自身が、ミルウォーキーは、「全国的な議論から置き去りにされたその他の都市の住人が経験することと同じであると言うほうがあっている」と述べる(p.504)。

私は、その意見に同意するし、さらに、アメリカ特有の問題でもないと考えている。日本でも、セーフティーネットからこぼれ落ち、貧困から抜け出せぬ状態に陥った多くの家族・個人がいる。多くの場合、その貧困は本書の物語と同じように連鎖したり世襲したりする。

評者が最貧困層について考えることは、デスモンドが結びの一節として述べたことと同じである。

「これほどの不平等が広がり、これほど人々から機会を奪い、基本的な要求を冷酷に拒否し、不毛な苦しみを是認している状態は、この国のいかなる価値観をもってしても正当化することができない(中略)いかなる道徳律や倫理観をもってしても、われわれの国をこのような状態におちいらせてしまった事実には、言い訳は立たないのだ」(p.474)。

いうまでもなく、引用者(評者)の意図する

「この国」「われわれの国」とは日本のことである。本書の物語は、対岸の火事ではない。
（マシュー・デスモンド著／栗木さつき訳『家を失う人々——最貧困地区で生活した社会学

者、1年余の記録』海と月社、2023年12月、565頁、定価2,600円＋税）

（おかだ・てつたろう 香川大学経済学部教授）